

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第121号	
事故等種類	損傷（のり養殖施設）	
発生日時	平成21年2月8日 19時30分ごろ	
発生場所	岡山県水島港 （概位 北緯34°28.6′ 東経133°38.8′）	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A はしけ No. 13ニッコー丸、長さ39m×幅7.5m なし、清水船舶株式会社 B 引船 第二神幸丸、14トン 271-30155、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 作業員、なし B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	B船が、メイズ約500トンを積載したA船及び別のはしけをえい航して、水島港玉島ハーバーアイランドの南方約800m沖において、A船を錨泊させ、別のはしけを目的地に引航したところ、錨泊中のA船が約250°の方向に約2,000m走錨して、平成21年2月8日19時30分ごろ、のり養殖施設に進入した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり B船船長が、えい航してきたA船を錨泊させる際、投錨時に錨搔きを確認しなかったものと考えられる。（18時30分～19時30分の風向風速 北北東～東 瞬間最大風速 毎秒2.2～3.4m、潮高 約1.8m、潮汐 上げ潮の中央期、錨鎖長 約15m、錨泊場所の水深 約6～7m）
原因	本事故は、夜間、水島港において、B船が、えい航していたA船を錨泊させる際、投錨時に錨搔きの確認を行わなかったため、風潮流によりA船が走錨して、のり養殖施設に進入したことにより発生した可能性があると考えられる。	